２　税関長は、必要があると認めるときは、前項各号の規定により当該各号に定める税関官署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。

３　税関長は、第一項第二号に定める税関官署の管轄を定め、若しくは同号の指定をし、又は前項の規定により税関官署の長に委任される権限の範囲を制限したときは、これらの内容を公告しなければならない。

４　第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する権限について税関長が自ら行うこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨を納税義務者に通知するものとする。

第五十五条第二項中「第二十六条第二十二項」の下に「（同条第三十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「読み替えて」を削る。

（令和二年改正前租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和二年改正前租税特別措置法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項の表第二十七条の四第二十一項及び第二十八条の九第十項の項中「及び第二十八条の九第十項」を削り、同項の次に次のように加える。

第二十八条の九第十項	五百万円（当該法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該各号に定める金額）	二千万円
第二十八条の九第十一項	法人とする	法人（これらの法人のうち法人税法第四条の七に規定する受託法人に該当するものを除く。）とする

第一条の二第三項の表第二十八条の九第十五項第一号、第十七項第一号及び第二十一項第一号の項中「第二十八条の九第十五項第一号、第十七項第一号及び第二十一項第一号」を「第二十八条の九第二十項第一号、第二十二項第一号及び第二十四項第一号」に改め、同表第三十九条の三十九第二十項及び第三十九条の五十六第三項の項中「及び第三十九条の五十六第三項」を削り、同項の次に次のように加える。

第三十九条の五十六第三項	五百万円（当該連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該各号に定める金額）	二千万円
第三十九条の五十六第四項	連結親法人又は連結親法人（法人税法第四条の七に規定する受託法人に該当するものを除く。）又は	

第一条の二第三項の表第三十九条の五十六第五項第一号、第六項第一号、第七項第一号及び第八項第一号の項中「第三十九条の五十六第五項第一号、第六項第一号、第七項第一号及び第八項第一号」を「第三十九条の五十六第九項第一号、第十項第一号、第十一項第一号及び第十二項第一号」に改める。

第二十七条の六第二項中「第二条第二項に規定する内航海運業」を「第二条第二項第一号及び第二号に掲げる事業」に改め、同条第五項中「第二条第二項に規定する内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業」を「第二条第二項第二号に掲げる事業」に改める。

第二十七条の九第一項第一号中「第一欄に掲げる地区」を「第二欄に掲げる区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第六条第一項に規定する観光地形成促進計画につき同条第五項」を「第六条第四項」に改め、「あつた」を削り、「同条第八項の」を「同条第七項の」に、「同条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域（以下この号において「観光地形成促進地域」という。）」を「同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「つき同条第八項」を「係る同項」に、「準用する同条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「観光地形成促進地域に」を「同号の第二欄に掲げる区域に」に、「つき同項」を「係る同項」に改め、同項第二号中「第一欄に掲げる地区」を「第二欄に掲げる区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第二十八条第一項に規定する情報通信産業振興計画につき同条第五項」を「第二十八条第四項」に改め、「あつた」を削り、「同条第八項の」を「同条第七項の」に、「同条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域（以下この号において「情報通信産業振興地域」という。）」を「同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「つき同条第八項」を「係る同項」に、「準用する同条第五項」を「準用する同条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「情報通信産業振興地域に」を「同号の第二欄に掲げる区域に」に、「つき同項」を「係る同項」に改め、同項第三号中「第一欄に掲げる地区」を「第二欄に掲げる区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項」を「第三十五条第四項」に改め、「あつた」を削り、「同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。）」を「同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「つき同条第七項」を「係る同項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「産業高度化・事業革新促進地域に」を「同号の第二欄に掲げる区域に」に、「つき同項」を「係る同項」に改め、同項第四号中「第一欄に掲げる地区」を「第二欄に掲げる区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項」を「第四十一条第四項」に改め、「あつた」を削り、「同条第八項の」を「同条第七項の」に、「同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）」を「同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「つき同条第八項」を「係る同項」に、「準用する同条第五項」を「準用する同条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「国際物流拠点産業集積地域に」を「同号の第二欄に掲げる区域に」に、「つき同項」を「係る同項」に改め、同項第五号中「第一欄」を「第二欄」に、「経済金融活性化特別地区として指定された地区」を「区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項」を「第五十五条の二第四項」に、「新たに当該経済金融活性化特別地区」を「新たに同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の二第七項」に、「同欄」を「同号の第三欄」に、「その変更」を「当該変更」に、「同条第二項」を「同条第八項」に、「同法第五十五条の二第五項」を「同条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、「当該期間」の下に「（以下この号において「指定期間」という。）」を加え、「より当該経済金融活性化特別地区」を「より同表の第五号の第二欄に掲げる区域」に、「当該期間の」を「指定期間の」に改め、「なつた日までの期間とし、」の下に「指定期間内に」を加え、「同法第五十五条の六第一項」を「指定期間内に同条第十項」に、「同法第五十五条の四」を「同条第九項」に改め、同条第二項第一号中「第二欄」を「第三欄」に、「次項」を「第四項」に、「次号イ及びロ」を「次号及び第三号」に改め、同項第二号中「第五号までの第二欄」を「第四号までの第三欄」に改め、同号イ中「ロに」を「以下この項に」に改め、「限る」の下に「。次号イ及び次項において同じ」を加え、同号ロ中「第二欄」を「第三欄」に改め、同項に次の一号を加える。

三　法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に掲げる事業　次に掲げるいずれかの規模のもの

イ　一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が五十万円を超えるもの